

報告第 1 号

専決処分 of 報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	平成 30 年 11 月 12 日、午後 2 時 55 分頃、君津市大野台 561 番地先で発生した交通事故。 本市所有の軽貨物車と、前方から直進してきた相手方所有の普通貨物車が、走行中に接触し、損害が生じたもの。
和 解 の 相 手 方	相手方法人からの申し出によりインターネット上で公開して いません。内容については、お問合せください。
和 解 の 条 件	君津市は、君津市の損害 187,304 円を自ら負担する。 相手方は、相手方の損害 521,208 円を自ら負担する。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	令和 2 年 11 月 9 日

令和 2 年 11 月 30 日提出

君津市長 石 井 宏 子